

令和7年度

社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会

事業計画

社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会

令和7年度

社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会事業計画

目次

| | | |
|-----|------------------------|----|
| I | 基本目標 | 2 |
| II | 基本方針 | |
| 1 | はじめに | 2 |
| 2 | 事業・活動の取組みの方向性 | 3 |
| III | 事業計画 | |
| 1 | 法人運営事業 | 4 |
| 2 | ボランティアセンター | 5 |
| 3 | 小地域ネットワーク活動推進事業 | 6 |
| 4 | 当事者組織支援事業 | 7 |
| 5 | 日常生活自立支援事業 | 7 |
| 6 | 生活福祉資金貸付事業 | 8 |
| 7 | 特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事業 | 8 |
| 8 | 福祉農園事業 | 8 |
| 9 | 生活困窮者自立支援事業 | 9 |
| 10 | アウトリーチ等機能強化事業 | 9 |
| 11 | 生活支援・介護予防サービス協議体運営事業 | 10 |
| 12 | はんなん健康応援プラン支援業務 | 11 |
| 13 | 民生委員児童委員協議会事務局事業 | 12 |
| 14 | 善意銀行事業 | 12 |
| 15 | ふれ愛ホーム事業 | 12 |
| 16 | 地域交流館事業（市指定管理） | 13 |
| 17 | 共同募金協力事業 | 14 |
| 18 | 各種基金運営事業 | 14 |
| 19 | 地域包括支援センター事業 | 14 |
| 20 | コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業 | 15 |
| 21 | 不動産賃貸事業 | 16 |

社会福祉法人阪南市社会福祉協議会事業計画

I. 基本目標

- 市民みんなの基本的人権を大切にする福祉のまちづくり』
- 住民自治・市民参画による福祉のまちづくり
- 「公民協働」による福祉のまちづくり

第4期阪南市地域福祉推進計画 基本理念より

II. 基本方針

1. はじめに

国際情勢は依然緊迫する中、国内では人口減少・少子高齢化が進み、特に令和6年中の出生数においては、72万人余りとなり9年連続の減少となりました。

また、本市においては、令和6年12月末現在で65歳以上の高齢者数が約17,600人、高齢化率も35%となり、後期高齢者数が前期高齢者数を大きく上回ってきました。

このように地域社会のあり様に変容する中、これまで本会では、「共生の地域づくり」の取り組みを活かして、農福連携、漁福連携などの取り組みを進めており、地域のボランティア、福祉関係者、行政、子ども福祉委員に加え、漁業関係者などこれまで以上に広範囲の地域の皆さんと協働で取り組んでいます。このような取り組みをさらに進めるため、昨年度に引き続き「大阪府福祉基金地域福祉振興補助金」を申請し、子ども食堂（地域食堂）をはじめ、多世代が集う「居場所づくり事業」の一層の充実を図ってまいります。また、ひきこもりや生活困窮の方の居場所や就労訓練、収穫物を生活困窮者食糧支援に活用するなど、阪南市ならではの好循環を生み出す先駆的な取り組みも進めてまいります。

また、令和7年度は、「生活困窮者自立支援事業」、「地域包括支援センター事業」、「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業」及び「地域交流館事業（市指定管理）」が受託期間の最終年度を迎えることとなります。それぞれの事業については、社協の責務として引き続き受託できるよう、今後速やかに準備を進めてまいります。

一方で、令和2年度から市の依頼を受け受託してきました「老人クラブ連合会事務局事業」については、令和7年度から市直営での運営となりました。

次に、地域包括支援センターでは、引き続きCSWを2名配置しますが、認知症支援や地域と行政・社協が協働した、伴走型支援体制による強固なセーフティネットの構築に努めます。一方で、令和6年度の改正介護保険法により、これまで、地域包括支援センターが担ってきた要支援1・2のケアプラン作成において、今後は利用者が直接居宅介護支援事業者へ委託することが可能となり、運営面において大きな減収を予測していましたが、1年を通して小幅な減収にとどまりました。

次に、生活困窮者自立支援事業は、これまで培ってきた専門職のノウハウをさらに活かした支援を行い、日常生活自立支援事業とともに重要なセーフティネットとしての機能を果たしてまいります。

市は、令和4年度から包括的な支援体制構築にむけて「重層的体制整備事業」を実施

していますが、少子高齢化、人口減少、世帯の単身化の中で、社会的孤立や差別、虐待、貧困、ひきこもり、不安定就労などによる生活苦などへの対応が近年では一層必要とされ、引き続き公民協働での包括的な支援が可能な地域づくりに取り組んでまいります。

最後に、令和5年度からの「第4期地域福祉推進計画」では、誰もが住み慣れた地域で、安心して健康に暮らせるよう、今後も地域でのつながりを大切に、互いに助け合いながら「共に生き、支え合う社会」の実現にむけた地域福祉を公民協働により推進してまいります。

2. 事業・活動の取組みの方向性

- 【1】 役員、職員が一体となって、組織運営、財政経営の安定性と透明性を高め、住民が主体となる地域福祉活動を充実させ、住民との信頼関係を高めていきます。
- 【2】 共生の地域づくりをすすめるために住民参加、参画を重視した福祉活動をすすめるとともに、拠点未設置地区の活動拠点の確保をめざします。また、第4期阪南市地域福祉推進計画の推進、社協の基盤強化と地域福祉施策の一元化に公民協働で取り組みます。
- 【3】 関係機関と協力して、つながりの喪失、8050問題、社会的孤立や引きこもりなど「制度の狭間」の課題に取り組む、縦割りを超えて他分野と連携しながら問題解決を図ります。また、共通の課題を抱える当事者との交流や組織化を進め、居場所づくりを進めます。
- 【4】 地域住民、民生委員児童委員、福祉委員と協働して暮らしの「ささいな困りごと」を解決する取り組みを進め、介護、子育て、障がい、病気、就労、家計、孤独など暮らしを支える地域の相談体制づくりと包括的支援体制による問題解決を市と協働して取り組みます。
- 【5】 社協の強みであるネットワークを活かして、社会教育、環境、防災・防犯、農漁業など他分野とも積極的に協働します。地域で活躍する人材育成に努めるとともに住民、ボランティア、若者、学生、生徒・児童などみんなが担い手となれる活動を推進します。
- 【6】 福祉、ボランティア、市民活動、介護などの学習・講座を開催します。「共に暮らす」を育む福祉文化の創造に努め、市民の活動参加を進めます。
- 【7】 地域包括支援センターは、自立支援、介護予防と地域包括ケアシステムの構築を進める中核機関として体制及び機能強化を図り、地域づくりに向けて一体的に機能させていきます。
- 【8】 各事業の見直し、経費の一層の節約に努めます。新規事業は、財源の裏付けと確保を明確にし、引き続き共同募金や地域支え合い活動協力金、寄附金等の自主財源の増額に取り組むとともに、収益事業の適正な実施など事業費の安定確保に努めます。

Ⅲ. 事業計画

法人運営事業

【経営基盤の強化】

市民一人ひとりの生命と暮らしを大切にする地域での福祉活動への支援を継続・発展させるため、組織運営基盤の強化を進めます。

そのためには、理事会機能の向上、職員体制の確立と専門性の向上、財務運営の適正化、自立性向上を図ります。

【事業の展開】

1. 定款・諸規程および指針の遵守・徹底
 - (1) 定款・諸規程および指針内容を遵守するための周知・教育
2. 機関会議機能の強化および職員体制の強化
 - (1) 機関会議の開催
 - * 評議員会、理事会、三役会議（正副会長会議）等の開催
 - (2) 理事会通信の発行
 - * 理事会での協議内容や決定事項を記載した理事会通信の広報紙「ふくしはんなん」へ掲載
 - (3) 職員体制の強化
3. 財務の健全経営
 - (1) 収益事業等の自主財源確保
 - (2) 経理規程を遵守した会計業務の執行
 - (3) 担当理事・監事・外部専門家によるチェック体制の徹底
 - (4) 財政健全化方針の実行と適宜の見直し
4. 会員の支持拡大
 - (1) 組織構成会員の拡充
 - * 新規会員の拡充
 - (2) 地域支え合い活動協力金（賛助会員募集）の発展強化
 - * 事業の周知 PR と賛助会員加入の促進
 - (3) 阪南市外在住の方にもご参加いただける特別会員制度の周知強化
5. 広報活動の強化
 - (1) 広報紙「ふくしはんなん」の充実・強化
 - * 「ふくしはんなん」の定期発行
 - * 市民にわかりやすい情報提供・読みたくなる魅力的な紙面づくり
 - (2) ウェブ上での情報発信・強化
 - * ホームページ・ブログ等で本会活動および各相談事業等を紹介
 - * ホームページ作成を委託した業者と意見交換会議を年 2 回程度実施
 - * SNS を活用し、若年層を含め幅広い対象に社協の事業を発信
6. 役職員の資質向上

(1) 阪南市社協人材育成計画「育ち合いプラン」の作成

(2) 各種研修会への参加

* 人権研修、専門研修、資質向上にかかる研修等への役職員の参加促進

(3) 職員研修の実施

(4) 職員会議・職員学習会・法人運営会議（担当部署間会議）の充実

7. 福祉人材の育成

(1) 社会福祉援助技術実習の受け入れ

(2) 短期インターンシップ（オープンカンパニー）の受け入れ

(3) 就労支援事業所からの企業体験の受け入れ

ボランティアセンター

ボランティアセンターの運営や地域活動者、若者等への福祉教育を通じ、ボランティア活動への理解や参加を推進します。

【重点事業】

■ ボランティアグループ等がおこなうボランティア活動の周知

【事業の展開】

(1) ボランティアセンター運営委員会の開催

(2) 登録ボランティアグループ連絡会の開催

(3) 防災ゲームを活用した防災学習の実施

(4) ボランティアと福祉施設職員の交流の場「ボランティア★ひろば」の実施

(5) プルタブ・入れ歯などの収集ボランティア活動の実施

(6) 小学校、中学校や泉南学寮など、子どもや学生等向けの福祉・ボランティア等に関する出前授業の実施

(7) 夏休みボランティア DAY（学生向けボランティア体験プログラム）の実施

(8) ボランティア・市民活動フェスティバルの開催（年1回）

(9) きらめきアート作品展の開催

* 障がいの有無年齢性別関係なく、多くの人が「特技を生かす場」として作品展をボランティア・市民活動フェスティバルと同日開催

(10) ボランティアの広報活動（広報誌やホームページ、SNSの活用）

(11) ボランティア活動のニーズマッチング

小地域ネットワーク活動推進事業

校区（地区）福祉委員会を中心に、住民が主体となって地域の暮らしや福祉を考え、話しあい、地域の各種団体や事業者・専門職とともに、個別支援活動や誰もが集える居場所づくり等に必要な活動を推進します。また、新たな施策や担い手・地域の各種団体、行政等との協働のための橋渡しを、コミュニティワーカー(地区担当職員)が住民の側に立ち、支援します。

【重点事業】

- 地域活動者と分野を超えた多様な主体との連携の促進
- 「福祉文化創造プロジェクト」(地域福祉研修等の福祉教育)の推進

【事業の展開】

1. 地域支援の充実

(1) コミュニティワーカー地区担当制による校区（地区）福祉委員会支援

- * 校区（地区）福祉委員長・事務長合同会議の開催
- * ボランティアコーディネーター会議の開催
- * 校区（地区）福祉委員会組織運営および活動への支援
- * 当事者・関係機関団体・事業者・行政等との連絡調整
- * 福祉委員会・専門職の協働の推進

(2) まちなかサロン・まちなかカフェの推進

- * まちなかサロン・カフェネットワーク連絡会の運営
- * 新規立ち上げや運営の助言と各種支援
- * サロン・カフェに関する情報発信
- * まちなかサロン・カフェフォーラムの開催

(3) 各種研修会・フォーラムの開催

- * 福祉委員会新任役員研修（役員改選時）
- * 小地域ネットワークリーダー研修会への参加

(4) 子育て支援の推進

- * 身近な地域での子育てサロン活動の推進
- * NPO 等団体との協働事業

2. 暮らしの安心ダイヤル事業

(1) 福祉委員会、民生委員児童委員協議会等との協働による登録・見守り促進

(2) 市と連携し、災害時等の安否確認の情報伝達・集約

3. 「福祉文化創造プロジェクト」(地域福祉研修等の福祉教育)の推進

(1) 子どもや市民、市職員等に対しての地域福祉研修を実施

4. 公民協働プロジェクトチームの運営

(1) 第4期地域福祉推進計画にもとづく公民協働プロジェクトチームの運営

5. 地域福祉推進計画の進捗管理と地域福祉推進連絡協議会の運営

(1) 地域福祉推進連絡協議会・地域福祉推進計画作業委員会の開催

(2) 第4期地域福祉推進計画の推進と進捗管理

- (3) 第4期小学校区ふくしのまちづくり計画の推進と進捗管理
- (4) 地域福祉条例（仮称）策定過程への参画

当事者組織支援事業

同じ状況にある人同士が集まり、悩みの共有や学習、情報発信をする当事者組織の組織化や運営支援をおこないます。

【事業の展開】

- 1. 介護者（家族）の会支援
 - (1) 会の運営支援
 - * つどい、介護者リフレッシュバスツアー、介護者だより発行等
 - * 運営助成金の交付
- 2. 当事者組織の支援・組織化
 - (1) 引きこもりなど課題を抱える人や世帯の居場所づくりへの支援

日常生活自立支援事業

高齢者の増加、障がい者の地域移行が進む中、判断能力が十分でない方の権利を護り、自立支援を行う本事業のニーズはますます伸びています。

その中で、本人の決定をお手伝いする意思決定支援と利用者の生活や金銭管理を支える権利擁護支援を行政や関係機関等と連携して進めていきます。

また、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービスだけでなく、利用者それぞれの生活を支えるべく、各関係機関や地域等とつながり、地域の中で利用者が、最後まで安心した生活が送れるよう支援します。

【事業の展開】

- 1. 日常生活自立支援事業の充実
 - (1) 適切なサービス利用のための意思決定支援・権利擁護
 - * 体制の整備、ハラスメント対策
 - * 利用者が自らの価値観や選好に基づく自己決定ができる支援を推進
 - * 法律家や消費者センター、権利擁護等に関する機関との連携
 - * 行政・地域包括支援センターと連携し、成年後見制度へのスムーズな移行
 - (2) 事業の周知
 - * 広報紙「ふくしはんなん」への掲載
 - * 行政や専門職等への事業概要の説明、事業の啓発
 - (3) 研修会・勉強会への参加
 - * 担当者会議や権利擁護等にかかる研修への参加
- 2. 地域の中で暮らし続ける環境づくり
 - (1) 民生委員、ボランティア等地域住民の協力体制づくり
 - (2) 利用者の地域の活動・行事への参加推進
- 3. 身寄りのない人等への支援

(1) 「特約」の導入

* 利用者の死後、生前に発生した支払いに対応

(2) 利用者が最後まで安心して生活できる取組の検討

* 関係機関とともに基盤づくり

生活福祉資金貸付事業

貸付事業の利用によって、安定した生活が送れ、自立につなげることができません。また、相談内容によっては、経済的な問題以外の点にも目を向け、自立支援に結び付けるよう支援します。

加えて、相談者、借受人の状況に応じて、各関係機関と密に連携を取り、必要な支援につなげます。

【事業の展開】

1. 相談者に寄り添う相談支援の実施
2. 相談者や借受人の生活状況に応じた生活困窮者自立支援事業や行政等との連携
3. 各種貸付事業のホームページ等での周知 PR

特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における特例貸付を借り受けた世帯で、生活に困窮しており、支援が必要と考えられる世帯に対しフォローアップ支援を行い、適切な支援につなげます。

【事業の展開】

1. 返済が困難な世帯への償還免除等の申請支援
2. 少額返済等の案内や申請支援
3. 返済等未応答な方への訪問等のアウトリーチ支援
4. 借受人の内、生活困窮している世帯等への自立に向けた相談支援
5. 各関係機関へのつなぎ支援
6. 就労支援や家計改善等、生活困窮者自立支援事業との連携

福祉農園事業

遺贈で受け取った農地を活用し、農作業を通じて多様な人が集う居場所や収穫物を必要とする方々や団体へ寄贈するなど、福祉と農作業の連携（農福連携）を推進します。

【重点事業】

■ 農作業をきっかけにした地域で孤立する方々の社会参加支援の推進

【事業の展開】

1. 多世代が参加する「居場所」としての野菜・果物の栽培

2. 収穫した野菜・果物の地域循環

* 市内の子ども食堂への寄付。生活困窮者への食糧支援、寄付付き商品として販売 等

3. 参加支援の推進

* 福祉視点を持った居場所としての周知活動（チラシや SNS 等の活用）

生活困窮者自立支援事業

原則、阪南市にお住まいの、経済的な問題などで生活にお困りの方の相談に応じ、生活の見通しがつくように、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

身体的、精神的な困りごとや、ひきこもりなど今後困窮の恐れがある世帯に対して、関係機関と連携を取りながら、安定した生活が送れるように、伴走型支援を行います。

【事業の展開】

1. 自立相談支援事業の実施

- (1) 相談者の課題を把握し支援計画を作成
- (2) 支援計画に基づき、自立に向けた相談支援を実施

2. 自立に向けた課題解決のための連携

- (1) 行政、地域包括支援センターを始めとする関係機関との連携
- (2) 地域住民による交流の場等との連携

3. 事業の周知

- (1) 相談につながっていない方を支援につなげる取組
 - * 事業説明やパンフレット配布、ホームページへの掲載、広報紙などの活用
 - * 地域住民や各相談支援機関等の幅広い方への事業周知の実施
 - * 関係機関等から相談につながるネットワークづくり

4. 社会資源開発への取組

- (1) 新たな社会資源開発の促進
 - * 現行の制度等で解決できない課題への対応
 - * 地域住民、関係機関との課題の共有と協働体制の構築

アウトリーチ等機能強化事業

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置し、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対して、訪問などを行い積極的な情報把握により早期に支援につなぎます。ひきこもりの当事者や家族、生きづらさを抱える方へ寄り添った支援を行います。

【事業の展開】

1. 相談者とのつながり確保

- (1) 相談しやすい環境整備
 - * 自宅訪問、面談だけでなくメール、電話等の活用

2. 事業の周知

- (1) 地域の居場所への訪問
- (2) ホームページの活用
- (3) 広報紙への掲載
- (4) ちらしの配布
- (5) 家族会等当事者組織活動への参加

3. ひきこもりから自立までの一貫した支援

- (1) つながりができた後の信頼関係の構築
 - * 相談者の興味・嗜好等に合わせ、コミュニケーションを深める
- (2) 支援機関等への相談同行
- (3) 就労支援の実施
- (4) 社会資源の開発等を推進

4. 関係機関との連携

- (1) 地域とのネットワークづくり
 - * 支援の必要な方を早期把握
 - * 支援機関との連携
- (2) 市町村を越えた広域でのネットワークづくり
 - * 草の根ネットワーク会議への参加
 - * ひきこもり支援広域連携チームへの参加

5. 職員の質の向上

- (1) 事例検討や情報共有を行い
- (2) 他市町村の社会資源の把握

生活支援・介護予防サービス協議体運営事業

第一層及び第二層生活支援コーディネーターを配置し、福祉以外の分野も含めた協議体で地域の課題について話しあい、生活支援体制や地域共生社会づくりを推進します。

高齢者、子ども、障がい者等の全ての市民が、地域・生きがいを共に創り、主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを進めます。また、すべての人が、障がいの有無・年齢・性別何も関係なく、当たり前“参加”し“自分らしく”過ごすことができる機会や場づくりを進めます。

【重点事業】

- 農福・漁福・食福連携など、福祉分野以外の分野と協働した地域づくり
- ボランティアセンターと連動した地域づくりの担い手の発掘

【事業の展開】

1. 関係団体のネットワーク化・分野を超えた合意形成・施策化
 - (1) 協議体会議の開催

- (2) 協議体運営会議の開催
- (3) 阪南市社会福祉施設連絡会の開催
- 2. 高齢者等の生活支援・介護予防サービスの資源開発や基盤整備
 - (1) 阪南市地域づくり担い手研修の開催
- 3. ニーズと活動のマッチング
 - (1) 地域の支援ニーズとサービス提供主体をつなぐ
 - (2) ボランティアセンターと連動した、ニーズマッチング
- 4. 新たなツナガリによる地域づくり
 - (1) 子ども福祉委員の拡充
 - ・小中学校区での「子ども福祉委員」の立ち上げ・運営支援
 - ・「子どもボランティアサミット」の開催
 - (2) 泉南学寮在院生の地域貢献・生活支援
 - ・院内でのボランティア学習と地域でのボランティア活動支援
 - (3) 子どもの居場所プロジェクト
 - ・子ども食堂、学習支援等の地域活動の運営支援
 - ・子ども食堂運営者のネットワーク化の推進
 - ・子どもの居場所づくりフォーラムの開催
 - ・子ども食堂おいでよ MAP による居場所への参加推進
 - (4) 農福・漁福・食福連携による地域づくり
 - ・農業とふれ愛福祉農園との連携
 - * 障がい者や高齢者等の社会参加支援、「交流の場」づくり
 - ・漁業との連携
 - * 就労やボランティア活動への参加支援
 - * 地元漁師等が実施する子ども食堂の運営支援
 - ・農福、漁福の連携による寄附付き商品の開発と情報発信
 - ・子ども食堂等の子どもの居場所と農業、漁業の連携
 - * 獲れた野菜等を活用した子ども食堂での食育

はんなん健康応援プラン支援業務（市受託）

【重点ポイント】

阪南市が実施する「はんなん健康応援プラン推進事業」を円滑に実施できるようプラン内で実施する高齢者を中心とした地域住民が参加できる住民主体の通いの場の充実やその場を継続できる地域づくりやプランの普及啓発や教室開催を支援します。

【事業の展開】

- (1) はんなん健康応援プラン支援事業

民生委員児童委員協議会事務局事業

地域住民の立場で、生活に関する困りごとの相談や支援を行う民生委員児童委員協議会の事務局を受託し、その活動を支援するとともに、地域における福祉課題の把握や解決に向け、福祉委員会をはじめとする地域団体、専門職や行政等との連携の構築をさらに強化します。

令和 7 年 12 月には 3 年に一度の一斉改選があり、新体制へのスムーズな移行や新委員への引継ぎ・研修等、行政とともに進めていきます。

【事業の展開】

- (1) 事務局の運営
- (2) 地域における協働した福祉活動の実施
 - * 校区（地区）福祉委員会等の活動者や専門職等と協働した福祉活動の推進
- (3) 生活困窮者自立相談支援事業との連携

善意銀行事業

寄附金窓口としての周知をさらに広げるとともに、有効な活用をおこない、広報紙「ふくしはんなん」紙面での報告を掲載する。

【事業の展開】

1. 善意銀行預託金品の受け取り・払い出し
2. 広報紙「ふくしはんなん」での実績報告
3. 善意銀行パンフレットを活用した事業周知
4. インターネット寄付の促進
5. ホームページ・広報紙等による情報発信
6. 遺贈による寄付拡充の推進
7. 活用先に見える化ブログ作成

ふれ愛ホーム事業

本会の基本財産であり地域福祉活動の拠点施設としての役割を果たすため、事業展開をおこないます。

【事業の展開】

1. 子育て支援の拠点として NPO 法人に活動の場を提供
2. 本会広報紙やホームページで、ふれ愛ホームでの子育て支援事業の周知

地域交流館事業（市指定管理）

阪南市地域交流館の第3期指定管理（1期4年）の4年目となります。

市民による自主的で公益的な活動、地域での福祉活動、生涯学習の活動などの市民の様々な活動の場として、相互連携が図られ、市民参画による協働のまちづくりを推進するための交流拠点として運営し、同事業の第4期受託をめざします。

【事業の展開】

1. 市民の様々な活動の場としての連携調整と交流拠点づくり

（1）地域福祉活動と自主的で公益的な活動等の連携に関連する調整業務

- * おざき出会い館内に併設する主要な三施設を運営する三団体（尾崎公民館受託事業者、市民活動センター受託事業者、本会）による定例連絡会議の開催
- * 三団体の災害時避難誘導マニュアル作成

（2）自主事業の実施

- * 三団体協働「夜店」の開催。

（3）地域の拠点としての取組

- * 「であい広場」を無料で貸し出す
- * ボランティア市民活動フェスティバルを協働で実施
- * 施設利用者や地域ボランティアと連携した、施設内の花壇整備や除草作業

（4）共生・共創の地域交流の場

- * ボッチャの取組との連携
- * 地域福祉活動拠点として、活動の場を提供・支援

2. 利用者サービス向上の取組と貸館利用の促進

（1）地域交流館の周知広報活動

- * 地域交流館で開催されるイベント等を案内・周知
- * 三団体の情報を一元化した「交流館だより」を発行

（2）施設管理業務の適正かつ効率的な実施

- * 施設および設備の維持管理
- * 利用料金および経費等の適正な管理

（3）貸館利用の促進

- * 予約システムを活用した、Webでの仮申請対応。
- * リモート会議用のパソコン等無料貸出

3. 職員の管理・研修体制

- * 内部会議や研修等を活用した、職員の資質向上

共同募金協力事業

本会に阪南地区募金会の事務局を置いており、社会福祉法に位置付けられている地域福祉推進の取り組みである共同募金運動に、地域の住民・活動団体等の参加を得ながら、積極的に協力します。

内容については、SNS等を活用し、募金の使途や運動の見える化をより一層すすめていきます。

1. 赤い羽根共同募金運動への協力

(1) 一般募金

- * 戸別、街頭、法人、職域、学校、バッジ
- * やさしさ募金箱の設置協力へのよびかけ
- * ふれ愛福祉農園事業と連携した、寄付つき商品の販売

(2) 歳末たすけあい運動

- * 歳末たすけあい運動について周知
- * 歳末たすけあい運動の対象となる団体へのよびかけ

各種基金運営事業

地域福祉の推進等を目的とし本会で設置している基金について、基金の造成を進めるとともに、適切な管理のもと、設置趣旨にもとづく運営をおこないます。

【事業の展開】

1. 各種基金の管理と運営

地域包括支援センター事業

【重点課題】

地域包括ケアシステムを基盤にした地域共生社会（重層的支援体制）の推進
高齢者の増加と生産年齢人口の減少に対応した地域づくりを進めるため、医療・介護・福祉・保健の専門性と阪南市内で活発に取り組まれている支えあい・助けあいの福祉活動（校区（地区）福祉委員会や民生児童委員協議会、地域の各種ボランティア団体など）と連携しながら、地域全体で支えあっていく仕組み“地域包括ケアシステム”を基盤に、児童・障がいを持った方々など全ての住民が孤立することなく住みなれた地域で安心していきいきと健康で暮らし続けられる地域共生社会づくりを推進します。

【重点事業】

1. 人生の最期だけでなく日常から有事（災害等）までを意識した ACP（もしものときの準備）の推進
2. 行政や関係機関、地域と協働した、自然と健康になれる地域づくりへの取り組み

【事業の展開】

1. 包括的支援事業
 - (1) 総合相談支援業務
 - ・地域と協働した相談支援体制づくり（ほっこり相談）
 - (2) 権利擁護業務
 - ・警察や法律家、消費者センターと協働した住民の権利を守る体制づくり
 - (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ・地域のケアマネジャーや医療、介護事業所と協働した支援体制づくり
 - (4) 地域支え合い会議（地域ケア会議）の推進事業
2. 介護予防・日常生活支援総合事業関連業務
 - (1) 介護予防ケアマネジメント事業
 - (2) 一般介護予防事業
 - ・地域の住民活動と医療や介護の専門職が協働した孤立防止・フレイル対策を通じての健康づくり
3. 指定介護予防支援業務
4. 在宅医療・介護連携の推進事業
 - ・はなていネット（医療と介護の多職種連携会議）と協働した取組の推進
5. 生活支援体制整備事業関連業務
6. 認知症施策推進事業関連業務
 - ・キャラバンメイトや認知症カフェ、認知症初期集中支援チーム等の活動推進
7. 任意事業への協力
 - (1) 介護用品支給、介護相談員派遣、住宅改修支援事業への協力
8. コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業との連動
 - (1) センター内に配置されるコミュニティソーシャルワーカーとの協働活動

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業

【重点課題】

地域における子どもの貧困や不登校の問題、ひきこもり、ヤングケアラーなどに伴う社会的孤立や複数の福祉課題を抱える要援護者世帯を地域全体で支える地域福祉のセーフティネットづくりを進めます。関係機関や団体が参画する地域福祉ネットワークの構築をすすめ、地域の社会資源や住民団体等とも連携し、CSW事業が有効に機能するよう取り組みます。

【重点事業】

1. 個別ケースを通じて複合的な課題に対応する福祉関係機関のネットワークづくりを進める。

【事業の展開】

1. コミュニティソーシャルワーカーの配置
 - (1) コミュニティソーシャルワーカーの配置
 - ・下荘圏域、西烏取圏域

(西鳥取・下荘地域包括支援センター内に配置)

2. 実施事業

(1) 総合相談支援体制の構築

- ・高齢者、障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者等の「制度の狭間にある方」への伴走型相談支援
- ・ほっこり相談等、住民と協働した身近な困りごとキャッチ

(2) 地域福祉ネットワークの構築と連携

- ・校区（地区）福祉委員、民生委員児童委員、地域福祉活動団体、福祉関係機関や地域住民、行政等とのネットワーク体制の構築
- ・ひきこもりや不登校、ヤングケアラーなどの課題を抱える当事者の会や支援講座、会議への参加

(3) 社会参加・居場所づくり推進事業

- ・まちなかサロンカフェをはじめとする地域の居場所への参加促進
- ・ポッチャたのしも会や共生型サロン「きらきら」、漁福・農福連携等の運営や参加支援

(4) 災害時要援護者支援推進事業（くらしの安心ダイヤル事業）への協力

- ・要援護者の見守り、発見、相談等のための住民活動との協働支援

(5) 各種任意事業への協力

- ・緊急通報装置設置事業の訪問調査及び申請等の代行
- ・ふれあい収集事業の調査協力

(6) 地域福祉計画策定及び推進事業

- ・地域福祉計画の策定や地域共生社会実現のための会議等への参加・協力
- ・重層的支援体制整備事業への協力

不動産賃貸事業（収益事業）

収益事業として法人が有する不動産を貸出し、得た賃料を自主財源として法人運営等に活用することで、法人の安定した運営を目指します。

【事業の展開】

1. 自然田土地の賃貸事業
2. 尾崎駅前土地の賃貸事業
3. 尾崎駅前建物の賃貸事業